

退職を控えた方必見！

退職間近のiDeCo出口戦略

行列FP 林健太郎

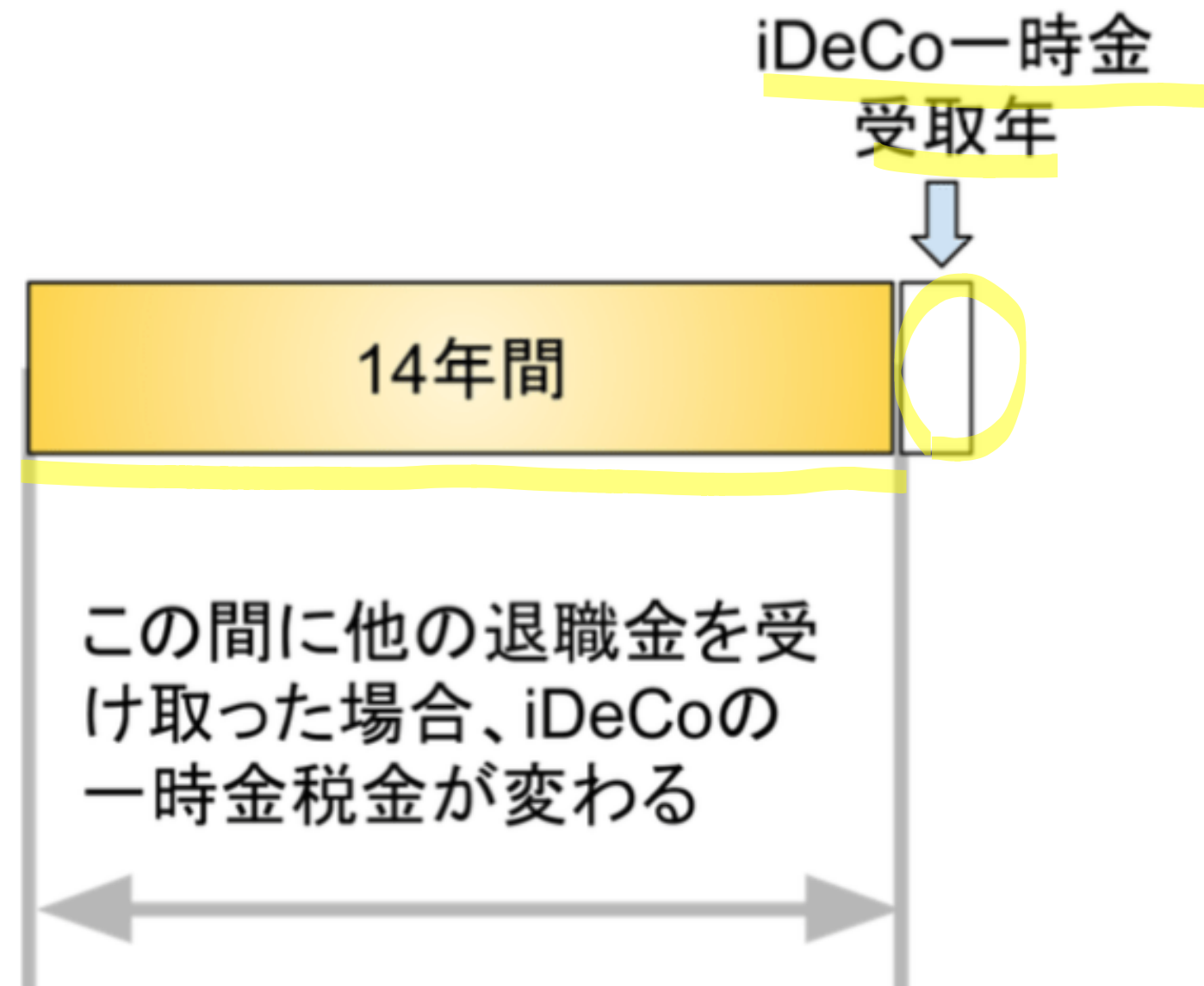
林FP事務所

コメント欄にご質問がありました

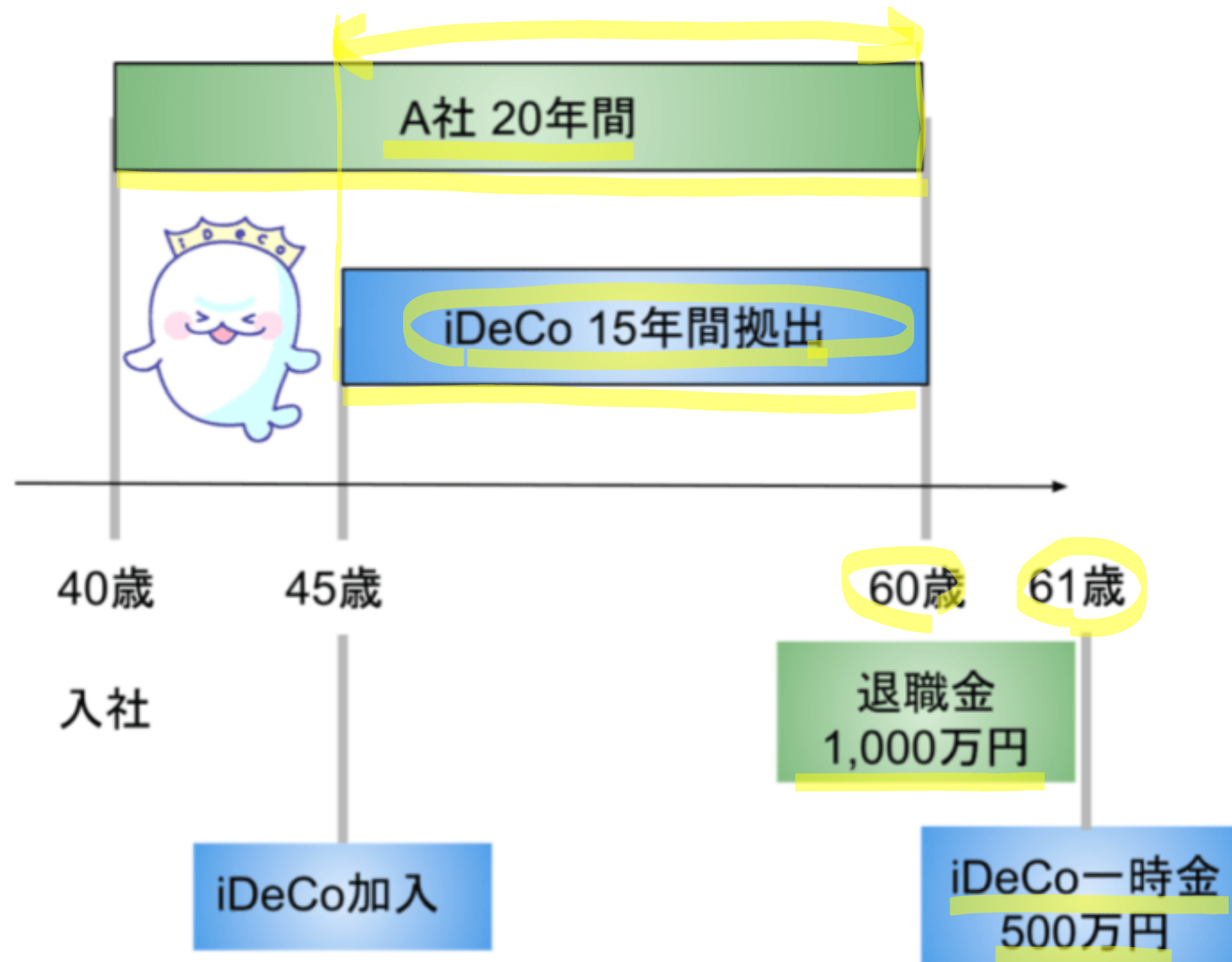
- 1年半前の57歳で早期退職しました、現在59歳無職です。
- 56から月1.2万円でiDeCoを初め、57で退職金を650万円もらい、半年ほど中断していたのですが今現在5万円つつ、所得がないので所得控除なしのまま積み立て運用しています。18%程の運用益出せているので出口の税額控除が上手くいけばいい感じになるかなと甘く見ながら。
- 出口戦略よく見たらiDeCoと退職金を同時にもらって控除受けるとか、iDeCoを60で貰って退職金を65で貰い控除する方法はよくあるのですが、先に退職金をもらったこの場合はどのような受け取りかたが有用でしょうか？
- 今の投資類型額 68.2万円、時価評価額 82.9万円、月5万円追加拠出中、所得控除無し。
- 今のご時世iDeCoやりつつ離職を促される方も増えていると思います、よろしくお願ひします。

iDeCoより先に退職金をもらった場合の基本ルール

- iDeCoは受け取り年の前年から14年間で、他の退職金を受け取った場合、その退職金にかかる勤続期間と重複する期間を除くルールがある
 - iDeCoは70歳までに受け取りなので、55歳以降に退職金を受け取った場合は必ず影響を受ける



事例



- 退職所得控除に使える期間はゼロ
 - 15年間重複している
- ただし最低控除額の80万円は使える
 - $(500-80) \div 2 = 210$ 万円が61歳の年の退職所得として課税される
- 年金として受け取った場合の税額と比較するのも手

まとめ

1. iDeCoは一時金受け取りの過去14年間の重複を見るルールがある
 - 55歳以降の退職金は必ず影響を受ける
2. 退職金と一緒に受け取るか、ずらすかどちらが得になるかは状況次第
 - 必ずどちらが得とは言えない
3. 場合によって年金受け取りも選択肢に
4. 税金も大事だが、退職後の収入を増やすのが最も Powerful であることは忘れないで

無料プレゼント中！



詳しくはこちら



<https://startup-fp.com/presentpdf>

行列のできるFP事務所プロデューサー 林健太郎

By 林FP事務所